

船舶事故調査報告書

令和6年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	令和6年7月28日 09時57分ごろ
発生場所	長野県諏訪湖東岸 立石四等三角点から真方位232° 1,370m付近 （概位 北緯36° 03.0′ 東経138° 06.7′）
事故の概要	旅客船スワコ スターメイン号は、着棧作業中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	令和6年8月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 スワコ スターメイン号、19トン
船舶番号、船舶所有者等	220-25315長野、アルピコホテルズ株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	軽傷 1人（旅客A）
損傷	本船 左舷船首外板に擦過傷 棧橋 支柱に折損
気象・水象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 水象：湖面 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、旅客39人を乗せ、諏訪湖東岸に諏訪湖遊覧船のりばとして設置された西方に延びる3本の棧橋のうち中央側の棧橋（以下「本件棧橋」という。）を出航した。</p> <p>本船は、諏訪湖を反時計回りする遊覧を終え、本件棧橋の南側に船首を東方に向けて入船左舷着けする目的で、主機を回転数毎分（rpm）2,100とし、約8ノットの対地速力で東進した。（図1、図2参照）</p>
	<p>図1 一般配置図</p>

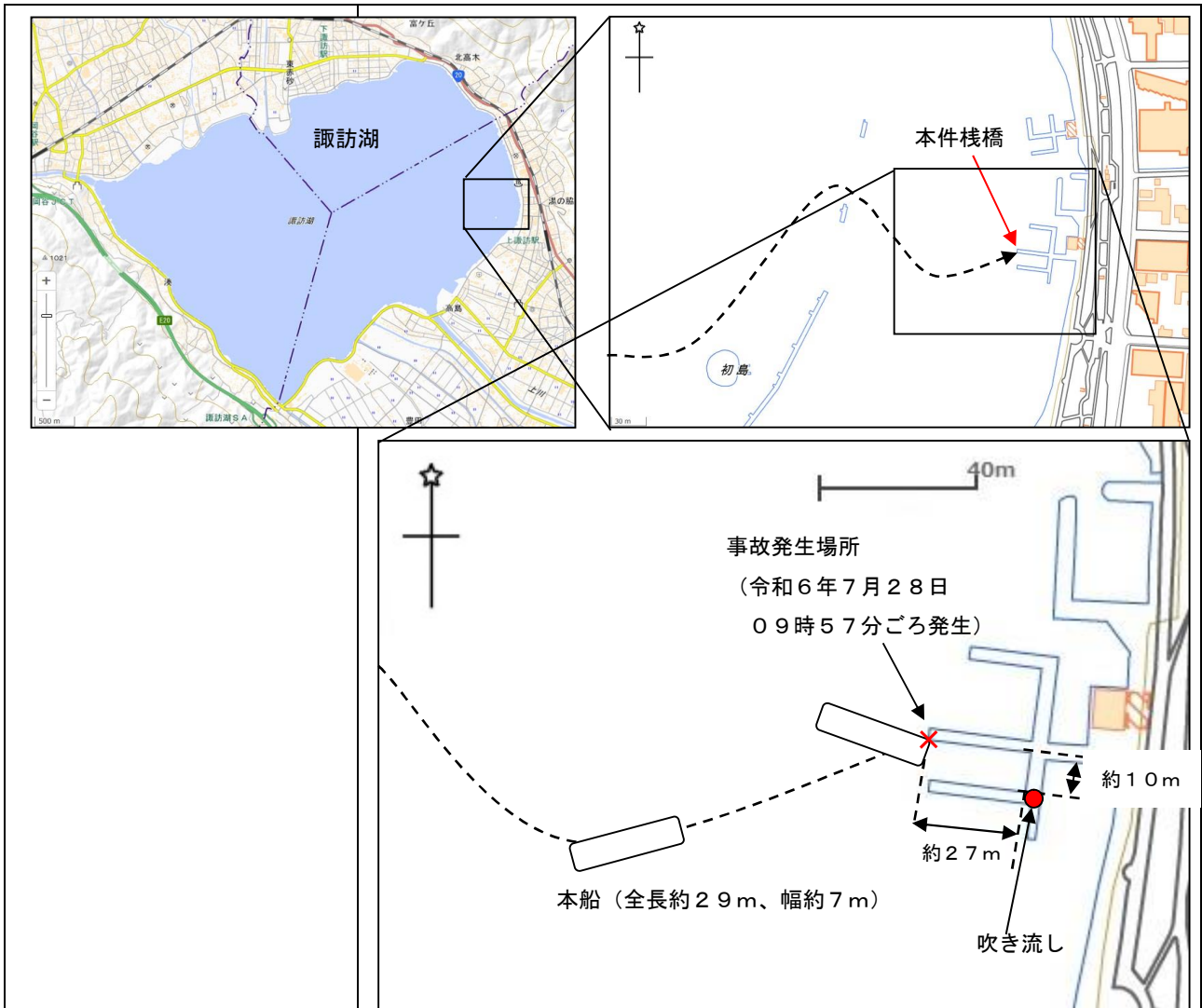


図2 事故発生経過概略図

※国土地理院 Web サイト地図を加工して制作

船長は、本船が風の影響を受けやすいので、北風を受けながら本件棧橋に着棧する際、ふだん本船棧橋の西南西方沖から船首を本件棧橋の西端に向けて東北東進し、本件棧橋の手前で南方へ圧流されながら、右転して船首を本件棧橋の奥に向け、本件棧橋と平行にして着棧していた。

本船は、本事故当時、本件棧橋の西南西約300mに位置する初島の北方を通過する頃から徐々に両舷主機の回転数を下げ、本件棧橋の西南西方沖で両舷主機を中立とした。船長は、本件棧橋の南側にある吹き流しにより弱い北風であることを確認し、ふだんのように操船すれば着棧できると思い、両舷主機を前進とし、本船の船首を本船棧橋の西端に向ける進入角度で東北東進した。

船長は、本件棧橋の西端から約5mに接近したところで右舷主機を中立とし、右舵を取り、左舷主機の回転数を約800rpmにして右転を開始したところ、本件棧橋の至近で急に風が南寄りに変わり、予測に反して南方に流されず、南側の棧橋に接触すると思い、左舵一杯を

	<p>取り、両舷主機を後進としたものの、本船の左舷船首部が本件棧橋の西端に衝突した。</p> <p>船長は、本船を後進させてから本件棧橋に着けた後、旅客Aから1階中央にある客室の船首側で立っていた際に衝突の衝撃により転倒して右腕及び腰に打撲等を負ったことを聞いて、近くにあるA社事務所の職員に報告した。</p> <p>船長は、旅客A以外に負傷者がいないこと及び本船等の損傷状態を確認し、A社担当者が、国土交通省関東運輸局に本事故の発生を報告し、警察署に通報した。</p> <p>船長は、約10年間船長経験があり、本船の船長を約2年間務め、本船を1日4～6回程度操船していた。また、本件棧橋が南側の棧橋との距離が近いことを考慮し、本件棧橋の奥を見るように本件棧橋に対して進入角度を小さくすれば良かったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、南側の棧橋との距離が近い本件棧橋に着棧作業中、船長が、本件棧橋の西南西方沖において、弱い北風を確認して南方に圧流されることを予測し、本件棧橋に対して進入角度を付け過ぎた状態で本船を接近させたことから、風向が南寄りに変わって本船の動きが予測と異なった際にすぐに両舷主機を後進としたものの、左舷船首部が本件棧橋の西端に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだん北風を受けながら本件棧橋に着棧する際、本件棧橋の西南西方沖から接近し、その手前で圧流されながら、右転して本件棧橋と平行に着棧していたことから、船首を本件棧橋の西端に向ける大きな進入角度で操船したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が南側の棧橋との距離が近い本件棧橋に着棧作業中、船長が、本件棧橋の西南西方沖において、弱い北風を確認して南方に圧流されることを予測し、本件棧橋に対して進入角度を付け過ぎた状態で本船を接近させたため、風向が南寄りに変わって本船の動きが予測と異なった際にすぐに両舷主機を後進としたものの、本船の左舷船首部が本件棧橋の西端に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>A社は、本事故後、本船が本件着棧に係留されるまでの間、着座する又は手摺り等に掴まって移動しないように船内放送を行うこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、棧橋の間隔が狭い係留場所において、風の影響を受けて着棧操船を行う場合、風向及び風力が変化することを考慮し、進入角度の調整をしながら着棧させること。